

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
1	22	第2章 (3)「福島県人口ビジョン」について	<p>特殊出生率を目標数値に掲げるのではなく、<u>子育てのしやすさや前向きさを指標にする</u>べきである。理由として、多様性が進んでいく中で、子供が欲しくない人間も増えていくと思われる。<u>大事なのは、子育てをしたいのにできない、環境が整っていない人間に対してのフォローアップであり、20年レベルであれば、結果的な数値に結びつけるのではなく、感情や認識を指標として計算するべきではないだろうか？東北地方ということもあり、あまり多様性への理解が進んでいるとは言えない社会情勢の中で、出生率を目標値として掲げれば、社会的圧力につながる恐れがある</u>と思う。</p>	<p>御意見として承ります。 本県では、県民を対象とした少子化・子育てに関するアンケート調査を実施し、結婚の希望はあるけれどもできない、子どもを生みたいけれど子育ての負担が大きくて生めない等、希望が実現できていない方が多数いることが分かりました。 こうした希望をかなえるべく、本計画では「結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり」を政策とし、結婚等を希望する県民の願いが達成できているか等を測るため、希望出生率を参考に設定した合計特殊出生率を指標の一つとしたところです。(※なお、御指摘の点をふまえ、誤解のないよう、本計画における合計特殊出生率の目標値は希望出生率に基づく点を明記させていただきます)。 また、「福島県で子育てを行いたい」と回答した県民の割合も指標としておりますので、本指標により、県民の皆さんにとって子育てしやすい環境が整っているか、県民の皆さんが子育てに前向きに取り組んでいるか等、政策の達成状況を把握しつつ、結婚から子育てまで切れ目のない支援を実施し、県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに努めてまいります。</p>
2	22	第2章 (4)福島における地方創生の課題について	<p>仕事の担い手という文言がかなりの数登場するが、需要があれば仕事に就く人間は増えるはずで、それは市場原理に基づくものはずである。どちらかといえば、<u>キャリア形成、どのようなスキルを得たいかという部分で、支援していくべきではないだろうか。例えば、漁業の人口維持であれば船舶免許の助成などであろうか。残念ながら、福島県はそういったキャリア支援がほとんどないという認識がある。人口が少ないせいで、イベント等の売り上げが減り、そのせいでイベントの数が減ると負のサイクルを持っているようにも思える。</u> また、東京圏への人口流出についてだが、<u>ポジティブに考えるべきものであると思う。他の地域を見、感じた上で、自身の出身地に良い部分を持って帰り、反映させるような施策が必要なのではないだろうか。現状、首都圏の意見を取り入れる機会が多く、イノベーションコースと構想も首都圏の企業が多数参画しており、そのような状況下であれば、若者がより実力をつける機会に恵まれると予想される首都圏への流出は仕方ないものであると思われる。また、キャリアモデルと生活モデルの魅力的な提示が上手に行えていない側面も、それに影響していると思われる。東京であれば、新しいテクノロジーの導入が早いことや、稼いだお金を使うコンパのイベント、他物販イベントが数多くあり、交通インフラが整っていることから、魅力的なライフスタイルを送れるように映るが、福島県には、「車で通勤せねばならない」「年収がどの程度もらえて、将来の見通しもたつかわからない」「楽しい場所の種類も少なく、遠い」といったような側面がある。かなりの差であるように思う。<u>東京に移住する若者に対して、どのような理由で東京に行くのか、県内に定住する人間の理由などを踏まえた施策を踏む必要がある。方針としては概ね賛成であるが、人手不足という表現は適切ではないのだろうか。人手不足のめんを、DX等で解消するための施策を同時に打つべきように思う。ただ、これに関してはすでに計画書に記載されていた。概ね計画書には賛成である。</u></u></p>	<p>「キャリア形成」では、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働き掛けや積み重ねが大切です。 現在も、義務教育、高校、それぞれの段階で、キャリア形成に向けた支援を行っているほか、農業関係では就農前後の技術・技能向上に向けた研修等を行い、福島イノベーション・コースト構想においては、地域の先進企業や研究機関等と連携した人材育成のための支援を行っております。 また、テクノアカデミーにおける就職指導や資格取得に向けた指導等のキャリア教育を展開しているところです。 移住・定住に関しては、一度県外に転出した方のUターンを促す観点は重要と考えます。 このため、首都圏等に転出した方が、ふくしまと再びつながりを持ち、本県のよさを再認識していただく取組を進めてまいります。 それに合わせて、p67の施策1の主な取組①を以下のように修正します。</p> <p>(修正前) ①新たにふくしまとつながる機会の創出に関する取組 首都圏等の方が専門的な知識等をいかし地域の課題解決に共に取り組む機会や、テレワーク・ワーケーション等の体験機会など、新たにふくしまとつながる機会の創出を図ります。</p> <p>(修正後) ①ふくしまとつながる機会の創出に関する取組 首都圏等の方が専門的な知識等をいかし地域の課題解決に共に取り組む機会や、テレワーク・ワーケーション等の体験機会など、ふくしまとつながる機会の創出を図ります。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
3	29	第3章 対話型ワーク ショップの意見	<p>伝統文化等の担い手のためのボランティア活動などが大学生にできることとしてあげられている。<u>文化の意地継承はお金にならないことが多く、また、災害から今までボランティアで成り立っていた部分が数多くあることが、若者の定着率を下げている部分は必ずあると思われる。本当に継続したい文化であるならば、補助金をだし、資料を残し、文化を継承していくべきだと考える。</u></p>	<p>御意見として承ります。 本県では、民俗芸能において、担い手育成を支援する研修会の開催や芸能を披露する機会の確保、映像の記録化等に取り組んでいるほか、文化財の保護・保存に係る事業費を助成するなど、伝統文化の継承を支援する取組を進めているところです。 また、重要な文化財については、指定等の措置をとり、必要に応じて補助を行っているほか、市町村における文化財保存活用地域計画の作成を支援することにより、地域総がかりで文化財を保存・活用していく取組を促進しています。 今後も引き続き、本県の貴重な財産である伝統文化等の担い手確保、維持継承に取り組んでまいります。</p>
4	94	第4章 しごと分野 政策1 施策3「ベンチャーの創出、起業の促進に向けた支援の充実」	<p><u>大学発ベンチャーの必要性について、大学に関わる人間の認識が足りていないように思います。支援等もこれからさらに充実させる必要があります。起業家を呼び込む必要はないかもしれませんが、地域の雇用促進の面而言えば、起業に興味を一定の割合で持ってもらう必要があると思います。大学のキャリア支援としての起業家教育も進んでいるというわけではなく、これから情報の浸透を積極的に図っていかなければ、大学発ベンチャーの数は増えないと思います。</u> また、地域の要請からではなく、学生の意見を受け入れる土壌もある程度作成していかなければ、会津大悪の起業部が潰れたように、自分のやりたいことができないために逃げ出してしまうということは往々にしてありうると思います。 加えて、このページであげられている指標は、<u>起業にはほとんど関係ないのではないのでしょうか？お酒のブランドを増やす支援の指標と、県民の誇り的な意識の指標になっています。起業がしやすい環境であるかどうか(インキュベーションルームができるなど、かなり先進的な取り組みはしていますし、予算の確保量はかなりすごいと思います。)</u>についての指標を再度考え直すべきだと思います。 また、個人的な意見ですが、<u>起業のネットワークを県内で終わらせるのではなく、例えば福島ベンチャーアワードというもので、県外の企業とのソリューションの比較や、県外の起業家育成プログラム参加者との交流などの施策が行われるとよいと思います。</u>伝聞形で申し訳ありませんが、温泉宿が廃業することが増えているということをお聞きしました。こういった温泉宿を公的機関がコンペを行い、新しい需要の創出につなげるのも良いのではないのでしょうか？飯塚温泉のグラノーラ等、面白い取り組みを行える可能性は十分にありそうですし、民宿需要から民宿を開業したいと言う人間もいるのではないのでしょうか？継承ではなく、新陳代謝と言う考えもあり得て良いと思います。</p>	<p>御意見として承ります。 大学発ベンチャーの創出は、重要であると考えており、現在も学生の起業機運を醸成する事業を行っているところです。 特に、会津大学では、開学当初から積極的に学生の起業家精神の醸成に努め、ベンチャー体験工房等、起業意識を刺激する専門授業も数多く提供しております。 引き続き、総合計画に掲げる取組を軸として、起業機運の醸成を進めて参ります。 なお、御指摘いただきましたP94に記載の指標につきましては、P92からP94の「しごと」分野政策1地域産業の持続的発展に掲げるいずれかの取組の補完指標として掲げているものです。 御指摘を踏まえ、政策・施策・取組と指標との関連性が分かりやすいものとなるよう、記載方法について工夫いたします。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
5		全体	<p>(評)机上論が飛び交っている気がします。</p> <p>(例) <長い文章+PC読解> 正直、全文を読んでいません。 自分でさえ「これ」です。自分より高齢者や忙しい人が「じっくり読み取り組める」と思えません。 頭でっかちの賢い人等の為の案になってしまい、「皆で考える」は除外され、本当に現場にかかわっている人の意見は届かないのでは？</p> <p>(対策) 多少、予算や手当がかかったとしても書面として各地の県・都・道・府等から送って文章として目を通してもらう。 勿論、もっと案(自体)も簡略化して判りやすくする。</p> <p>(コメント) 具体案として出せば、同じように長い文(考案の根拠・方法等)になります。これでは上記と同じことに。 ですから、何回かに分けて各地に住んでいる人から数名を集め「意見交換の場」をもうけるのが良いかと。 日本を大きく4~5ブロックに分けて、それぞれの地域に住んだ人々の苦悩や考えを交換し合いながら意見をまとめる事は今後役に立つと思います。 (旅費+宿泊費を協力すれば福島へ出向く人もいます。)</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>本計画策定に当たっては、県民の皆さんの総合計画への関心を高め、将来の地域づくりや県づくりを自分事として捉える機運を醸成するため、地方振興局単位の地域懇談会における多様な立場の県民の方々の意見交換に加え、小学生から大学生までのワークショップ(意見交換会)を実施し、多くの御意見を頂きながら計画策定を進めてまいりました。</p> <p>本計画は県の最上位計画として、あらゆる分野を網羅し、県づくりの指針となる施策をお示ししていることから、長文にならざるを得ない面もありますが、御意見のとおり文字が多いことで読みづらい印象となる懸念があるため、文字量を抑えつつデザイン・レイアウトを工夫するほか、計画本体とは別に作成する概要版や子ども版も活用しながら、子どもから高齢者まで分かりやすい計画となるよう周知を図るとともに、進行管理においては、県内外を問わず多様な方々との積極的な意見交換を進め、効果的な事業構築に努めてまいります。</p>
6	61	第4章 ひと分野 政策3 施策4「福島に誇りを持つことができる教育の推進」	<p>「福島に誇りを持つことができる教育の推進」 昨年度、教員免許状更新講習の講師をした際、17名の福島県内の公立学校と、2名の私立学校の教諭・講師が受講された。福島県が、「再生可能エネルギー先駆けの地」を謳っていることを知っているかと聞いたところ、半数以上の方が、聞いたことがないとのことであった。この辺りも含めて、福島県ならではのことを公立学校の教諭・講師に周知すべきだと考える。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>「福島に誇りを持つことができる教育の推進」に当たっては、教職員が本県の状況や取組を十分に理解し、教育に当たることが重要であると認識しております。</p> <p>引き続き、県立高等学校長会議、県立学校教頭会議、初任者研修等の機会を活用し、周知を図るとともに、より一層、地域と共に学ぶ大切さや郷土理解の重要性について周知してまいります。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
7	76	第4章 暮らし分野 政策2 施策6 ①生活衛生関係 営業施設の衛生 管理に関する取 組	「生活衛生の確保による、快適な生活環境づくり」 ①生活衛生関係営業施設の衛生管理に関する取組 <u>公衆浴場・旅館でのレジオネラ属菌検査とあるが、検体の採取時間帯や位置、 Na₂S₂O₃(チオ硫酸ナトリウム)の添加による中和の有無等の要因でレジオネラ属菌が分 離されないことがある。むしろ、システムや浴場・浴槽の形状、保守管理方法を適正に することを指導することが大切である。具体的には『レジオネラ症防止指針・第4版』(発 行:(公財)日本建築衛生管理教育センター)の記載内容による確認と指導に重点を置く べきである。</u>	営業施設に対しては、従来より新規申請時等に浴槽の構造等についての指導・助言を行って いるほか、各保健所において定期的な立入検査を実施し、各施設の状況に応じて、保守管理方法 等についての指導を行っています。 レジオネラ属菌検査は、指導を行うための指標の一つとして実施しており、立入検査の結果と併 せて総合的に判断して必要な指導を行っているところです。 したがって、記載中の表現の「レジオネラ属菌検査など」の中には、現地調査による状況に応じ た指導を行うことも含まれていますが、今回の御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (修正前)公衆浴場・旅館でのレジオネラ属菌検査、理美容所でのフードスタンプ検査などを～ (修正後)公衆浴場・旅館への立入検査やレジオネラ属菌検査、理美容所への立入検査やフード スタンプ検査などを～
8	76	第4章 暮らし分野 政策2 施策7「ライフラインの維持管理の 強化による安心・ 快適な生活環境 の構築」	「ライフラインの維持管理の強化による安心・快適な生活環境の構築」 <u>震災や風雪水害等で、数日間、停電になった場合、例えば、給水・給湯システム、暖冷 房システム等の配管が凍結して破損することが予想される。BCPの視点から、大規模停 電に対応することを考慮することも盛り込むべきである。</u>	御意見のとおり、災害時には電力をはじめとするライフラインの早期復旧が重要であることから、 計画の記載を以下のとおり修正し、関係機関及び事業者と災害応援協定を締結するなど連携強 化を図り、適切な初動対応に取り組んでまいります。 (暮らし分野政策2施策3取組①災害時の初動体制の整備に関する取組) (修正前)大規模災害時においても迅速かつ的確な災害対応が実現できる体制を確保するため、 災害対応能力向上のための訓練、燃料備蓄の推進のほか、基盤的防災情報流通ネットワーク等 の最新の情報通信関連技術の導入の検討等を推進します。また、地震・大雨等の大規模な災害 により建築物、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、市町村の要請により被害の発生状 況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図ります。 (修正後)防災等の訓練や必要な燃料・物資の備蓄、防災ヘリの機能向上等に努めるとともに、災 害協定の締結や関係機関及び事業者との連携強化を図り、災害対応力の向上に努めます。
9	80	第4章 暮らし分野 政策3 施策5「感染症予 防の体制強化」	「感染症予防の体制強化」 <u>新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症は、効率の良い換気や通風によって 罹患の可能性を低減できることがわかっている。必要以上に換気量を多くすると、冬季 に室温が下がり、体調不良につながる懸念もある。これを両立するための方法の検討や 指導にも力を入れるべきである。</u>	御意見いただいた視点も配慮し、感染症予防の体制強化に努めてまいります。

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
10	83	第4章 暮らし分野 政策4 施策2「暮らしにおける地球温暖化対策の推進」	<p>「暮らしにおける地球温暖化対策の推進」 <u>既存住宅の高断熱リフォーム</u>が挙げられているが、南東北地方の住宅のエネルギー消費量の内、39%が給湯が占めている。また、非住宅では、照明のLED化等により、年間の暖房熱負荷が増える傾向がある。この他、行き場のない太陽光発電の有効利用など、<u>従来とは異なった省エネルギー対策が必要</u>になっている。社会や技術の進歩に合わせ、<u>地域に合わせた(会津地方と浜通り地方の気候の違いによる)省エネルギー対策等を具体的に掲げるべき</u>である。</p>	<p>御意見として承ります。 「既存住宅の高断熱リフォーム等」については、環境にやさしい建物を普及する取組の一例であり、県では、地域区分ごとの省エネ基準に従った省エネリフォームを促進しております。また、御意見いただいたとおり、カーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化対策を推進していくためには、県内のエネルギー消費の実態をよく分析するとともに、新しい技術を取り入れ、従来の手法にとらわれず、効果的な対策を講じていくことが必要と考えております。さらに、地域特性を生かした対策も重要と考えております。 総合計画においても、上記の考え方を踏まえつつ、さらに具体的な施策については、「福島県地球温暖化対策推進計画」をはじめとする個別計画において検討させていただきます。</p>
11	97	第4章 しごと分野 政策2 施策4「福島イノベーション・コースト構想を支える人材育成の推進」	<p>「<u>福島イノベーション・コースト構想を支える人材育成の推進</u>」 <u>キャリア教育の視点を加味した理数教育の推進</u>とあるが、<u>経済や行政政策等の文系の視点を持つことも重要である。文系を目指す人たちにでも理解できるような理工系の教育が必要</u>と考える。 また、<u>大学と地域企業等の連携</u>とあるが、<u>実際に行おうとすると弊害があり進まない</u>。商工労働部が支援して下さると予想するが、<u>有機的で柔軟な支援策を考えて貰いたい</u>。</p>	<p>御意見として承ります。 「キャリア教育の視点を加味した理数教育の推進」については、文系・理系を問わず、それぞれの学校で課題探究学習を活用し、推進を図っているほか、義務教育段階においては、基礎的な幅広い知識や技能等、個性に応じて自己実現する能力を育成しております。 また、令和3年度から実施している「大学等の『復興知』を活用した人材育成基盤構築事業」では、各大学等が取り組む地域課題の分析等において、市町村、大学等、地域企業等で構成する市町村分科会を設置することとしており、地域が一体となった事業の実施を支援してまいります。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
12	102	第4章 しごと分野 政策4 施策1「再生可能エネルギーの導入拡大と利用促進」	<p>「再生可能エネルギーの導入拡大と利用促進」 「太陽光、風力、地熱、小水力、バイオマスなど」のような中途半端な書き方をせず、「太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等の再生可能エネルギー熱」(第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画での記載例)も明記すべきである。また、再生可能エネルギー熱(未利用熱)の熱源の図を入れた方が、感覚的に理解しやすく、視覚的にも良い(下図は、ゼネラルヒートポンプ工業㈱のもの。出典を明記すれば利用可能)。 再生可能エネルギーの地産地消では、VREの活用によるセクターカップリング(Power to Heat)による蓄熱・貯湯とVPPの連携が重要で具体的に明記すべきである。</p> 	<p>御意見として承ります。 再生可能エネルギー熱については、様々な形があり、その性質や周辺の設備に応じて利用を導入を推進していくことが重要です。 また、地産地消の取組については、地域の実情に応じて進められる必要があるものと考えますので、具体的な明記はせず、原文のとおりといたします。</p>
13	103	第4章 しごと分野 政策4 施策2「再生可能エネルギー関連産業の育成・集積」	<p>「再生可能エネルギー関連産業の育成・集積」 県立テクノアカデミーでの教育訓練が記載されている。令和2年度、福島県立テクノアカデミー浜で、学生向けの講義を行ったが、経験から人材育成と言うほどの成果は余り上げられないと予想する。令和3年度は、福島県立テクノアカデミー郡山と福島県立テクノアカデミー浜で講義をする予定だが、講師の派遣や選定等は、福島大学が関与させてもらっている。 既に、再生可能エネルギーの講義や講演で実績のある福島大学を活用した方が容易で成果も得られ易いと考え。令和3年度の福島大学で開設している再生可能エネルギー分野の講義科目は、全学類・全学年の学生が対象の基盤教育「再生可能エネルギー」、共生システム理工学類の専門科目「再生可能エネルギーⅠ」と「再生可能エネルギーⅡ」、大学院 共生システム理工学研究科の「再生可能エネルギー特論」「風力エネルギー技術特論」「太陽光発電特論」「地球熱システム特論」「地中熱システム特論」があり、公開授業にして学生以外も受講できることで、ムリなく、ムダなく実施可能である。 また、理工系の学生や技術者だけを教育するのではなく、マネジメントや経営、行政政策等を担う文系学生や事務系・経営者等の教育にも注力すべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、大学と連携した人材育成に取り組んでまいります。また、総合計画において、以下のとおり取組を修正します。</p> <p>(修正前) 県立テクノアカデミーにおいて、再生可能エネルギー関連産業等のニーズや時代の変化に対応した教育訓練を実施するとともに、工業高校生等を対象に関連技術を学ぶ機会の提供や、県内企業が行う新規参入・事業拡大に向けた人材育成を推進します。</p> <p>(修正後) 県立テクノアカデミーにおいて、再生可能エネルギー関連産業等のニーズや時代の変化に対応した教育訓練を実施するとともに、産総研福島再生可能エネルギー研究所や大学等と連携を図りながら、地元の高校生から即戦力となる企業人まで、未来の再生可能エネルギー関連産業分野を担う人材育成を推進します。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
14	103	第4章 しごと分野 政策4 施策3「省エネルギー等の推進」	<p>「<u>省エネルギー等の推進</u>」 前項の再生可能エネルギーにも関連するが、「<u>エネルギー源の電化や省エネルギー</u>」は、<u>海外に流出していたエネルギーコストを域内に還元できることも記載すべきである</u>。この他、<u>2030年までの非効率的な石炭火力発電所の休停止による、電力の切迫の可能性もあることを記載して、蓄熱・貯湯によるVPPの促進も行うことも掲げるのが良い</u>。 また、<u>石油一辺倒の農業用ハウスの暖房を、冷却・除湿もできるヒートポンプの活用で、生産量の増加や秀品率の向上、大きな二酸化炭素排出量削減効果があること等にも触れるべきである</u>。</p>	<p>御意見として承ります。 全国的な調整が必要な電源構成やそれに伴う国際収支への影響等については、国において検討されるべきものであるため、県の総合計画では言及しておりません。 県としては、温室効果ガス排出量を削減し、カーボンニュートラルを実現していくために、エネルギーの電化や再生可能エネルギーの地産地消に取り組んでまいります。 また、農業用ハウスの暖房については、園芸施設の暖房器具として、これまでもヒートポンプの導入を支援してきたところです。CO2排出削減に向け、引き続きヒートポンプの活用促進が必要と考えており、部門別計画である農林水産業振興計画へ記載し、取組を支援してまいります。</p>
15	106	第4章 しごと分野 政策5 施策4「国際交流の推進」	<p>「<u>国際交流の推進</u>」 「<u>会津大学、県立医科大学など</u>」のような中途半端な書き方をせず、<u>福島大学も記載すべきである</u>。福島大学では、国際交流センターが教職員と連携して、留学、海外大学との協定を進めているためである。</p>	<p>当該施策の「国際交流の推進」については、会津大学、県立医科大学における取組であることから、以下のとおり記載を修正します。 なお、大学等による他の大学等や浜通り等の市町村、地域企業等との恒常的な連携体制等の形成を支援する取組(しごと分野政策2施策4②地域に根付く教育研究機能の集積に関する取組)など、県内大学との連携に取り組んでまいります。</p> <p>しごと分野政策5施策4「国際交流の推進」 (修正前)会津大学、県立医科大学などにおいて、～ (修正後)会津大学、県立医科大学において、～</p>
16		全体	<p>新たな総合計画策定は理解できるものの、<u>過去10年間の中間総括を行ったうえで、その反省などを考慮し、今後につなげる「総合計画」を策定すべきと考える</u>。</p>	<p>前計画「ふくしま新生プラン(平成25年度～令和2年度(8年間))」においては、計画の着実な推進を図ることを目的として、毎年度、施策の取組状況に関する評価を行うとともに、評価結果を次年度の事業構築に効果的に活用するため、施策等の進行管理を行ってまいりました。また、施策取組状況の評価に当たっては、第三者評価(福島県総合計画審議会、地域懇談会)により県民意見の反映や客観性の向上に努めてまいりました。 また、本計画を策定するに当たっては、令和元年度に前計画の総点検を行ったところであり、その結果等も踏まえ、計画策定を進めてまいります。</p>
17		全体	<p>「人を大切にし」とあるが、果たして、この10年間、<u>すべての県民に対して、寄り添った「人を大切に」ができていたであろうか？検証すべきと考える</u>。 県内に重点を置き、<u>県外避難者の要望や意見、そして「声」を聞かず、本来あるべき支援策も、この10年で切り捨てのための支援に過ぎなかった</u>。</p>	<p>県外避難者への支援については、復興支援員による戸別訪問や生活再建支援拠点における相談対応などを通じ、避難者の課題の丁寧な把握と解決に努めており、引き続き関係機関と緊密に連携し、避難者の帰還や生活再建を支援してまいります。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
18		全体	<u>安心・安全も確保できぬまま、指定区域を解除し、市街地の除染のみで、山間部などの除染は行われてこなかった。</u> このような状況の中で、 <u>汚染水の処理は、「風評被害が出ないような配慮」を国に提言したうえで「海洋放出」ありきで前に進んでいる。</u> 県民の暮らし、 <u>安全・安心をどのように福島県として考えるのか？</u>	避難地域の避難指示解除につきましては、放射線量が低下していること、除染作業が進捗していること、県、市町村、住民と十分な協議がなされていることといった国が示した基準に基づいて実施されております。 また、ALPS処理水の取扱いにつきましては、国が前面に立ち、これまで県民が積み重ねてきた風評払拭の努力を水泡に帰すことのないよう、「関係者に対する説明と理解」、「浄化処理の確実な実施」、「正確な情報発信」など、関係省庁が一体となった万全な対策を講じるよう引き続き求めてまいります。
19		全体	<u>子ども・被災者支援法に関する記述がどこにも出てこないのはなぜか？</u>	本計画には御意見のとおり記載はありませんが、子ども・被災者支援法の趣旨を踏まえ、公営住宅優先入居のほか、母子避難者等に対する高速道路無料化などを実施しております。 また、本計画の実行計画として位置付ける「第2期福島県復興計画」については、「第4章復興の実現に向けて」(p82)に記載しております。
20	10	第1章 1 計画策定の趣旨	1. 計画策定の趣旨 本県に関わる全ての皆さんが、福島県の県づくりを「自分ごと」と感じながらとあるが、果たしてこの10年間、福島県自体が「自分ごと」で対応してきたのか？が非常に疑問で、理解しがたい。「自分ごと」を10年たった今使う意図は？	本計画の目指す将来の姿の実現に向けては、県が取り組むことはもちろんのこと、県民の皆さんを始め、民間団体、企業、市町村、県など、本県で活動する様々な主体が、それぞれの役割のもと、力を合わせ取り組んでいくことが必要となります。それぞれの主体が、地域の将来を自分事として自ら考え、自ら行動できるよう、機運の醸成が重要と考えております。
21	15	第2章 (2)避難者等の生活再建	(2)避難者などの生活再建について 3万5千人超えの避難者が県内外で避難を余儀なくされている。内約6割位の方は、12市町村以外の方である。(山形県に避難されている方の場合)本来、子ども・被災者支援法で支援する対象地域に定められているにもかかわらず、何も触れられていないのはなぜか？	本計画には御意見のとおり記載はありませんが、子ども・被災者支援法の趣旨を踏まえ、公営住宅優先入居のほか、母子避難者等に対する高速道路無料化などを実施しております。 また、本計画の実行計画として位置付ける「第2期福島県復興計画」については、「第4章復興の実現に向けて」(p82)に記載しております。
22	16	第2章 (3)風評払拭・風化防止対策の強化	(3)風評被害の払拭・風化防止対策の強化 すでに、「風評」と捉えていることに、 <u>県民感情とのギャップを感じる。</u> 東日本大震災は、 <u>自然災害と人的災害の複合的災害であり、「風評」ではなく、「実害」に他ならない。</u> 「風評」と言い続けている福島県の認識が理解できない。	原発事故に伴い、国内外において風評による県産品の買い控え等が生じたため、これまで様々な取組を進めてきた結果、農林水産物の価格や観光客数が着実に回復してきました。一方で、一部の農林水産物の価格が震災前の水準に戻っていないなど、風評による影響は根強く残っていることから、今後も風評の払拭に向け取り組んでまいります。
23	21	第2章 (2)人口減少が地域社会に与える影響	(2)人口減少が地域社会に与える影響 今までの10年間の県の対応が「 <u>県民を守る</u> 」という姿を見せて来なかった結果に過ぎない。そのあたりの <u>現実を受け止めた記述をすべき。</u> 「あの時、県は避難者の声を聴いて対応してくれた！」「福島県民で良かった！」「今は戻れないが、福島県民で良かった！必ず帰還する。」という気持ちにならなかったのが、 <u>人口減の要因の一部でもあるのではないか。</u>	御意見として承ります。 人口減少については、福島県人口ビジョン(平成27年12月策定(令和元年12月更新)) 「 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/sougoikeikaku-60002.html 」)において分析したところであり、原文のとおりといたします。 なお、いまだ3万5千人(令和3年6月時点)を超える方々が県内外で避難を続けており、引き続き、国や市町村、関係機関と連携し、皆様が避難先で安心して生活できるよう環境づくりを支援してまいります。

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
24	28	第3章 1 県民の皆さんからの意見	<p>1. 県民の皆様からの意見 2年前、福島県は「<u>県外避難者の現状把握は必要なし</u>」と記者会見で発表された。借り上げ住宅延長問題に区切りをつけたことから勝手に判断している。困っているときに話を聞かず、将来ビジョンに意見を求める。甚だ理解に苦しむ。 また、<u>県外避難者の記述が何一つない。県外避難者は？福島県としてどう位置付けられているのか？</u></p>	<p>御意見として承ります。 避難指示解除区域の避難者については、応急仮設住宅からの受け皿となる復興公営住宅等の整備がほぼ完了していること、帰還者向けの公営住宅の整備、商業施設の開設、小中学校の再開や交通網の整備が進んでいることから市町村と協議の上応急仮設住宅の供与は終了しました。 また、避難指示区域外の避難者については、前述の理由に加え、除染の進捗、食品の安全性の確保等、生活環境が整いつつある中、応急救助という災害救助法の基本的な考え方から、延長が困難と判断されたものです。終了後は激変緩和措置として一定期間の家賃補助を行う県独自の支援策等へ移行しました。 さらに、県外避難者を含む避難者については、第2章及び第4章に記載しており、復興支援員による戸別訪問や生活再建支援拠点における相談対応などを通し、避難者の課題の丁寧な把握と解決に努めており、引き続き関係機関と緊密に連携し、避難者の帰還や生活再建を支援してまいります。</p>
25	34	第3章 4 みんなで創り上げるふくしまの将来の姿	<p>ひと 「<u>人が大切にされる</u>」県外で生活していると大切にされている実感がない。あくまで県内で生活している県民に向けてのことかと思うが。</p>	<p>御意見として承ります。 県外避難者を含めた避難者の支援につきましては、P69第4章「暮らし」分野政策1「東日本大震災・原子力災害からの復興・再生」において具体的な施策を掲載しております。 引き続き、避難されている方が安心して生活するための環境づくりを支援してまいります。</p>
26	34、46	第3章 4 みんなで創り上げるふくしまの将来の姿 第4章 3 政策分野別主要施策の体系	<p>「◆「ひと」「暮らし」「しごと」ごとの将来の姿の全体像」の以下文章に、赤字の文言を追加する。 「▶誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らしている」 →「▶誰もが生涯を通じて健康で、<u>人とつながりながら、いきいきと暮らしている</u>」 「▶子どもたちが多様な個性をいかしながら、健やかに育つ教育環境が確保されている」 →「▶子どもたちが多様な個性をいかしながら、健やかに育つ教育環境と<u>安心・安全な居場所</u>が確保されている」 【理由】 「第2章 福島県を取り巻く現状と課題」において「人のつながりの希薄化」が課題とされており、将来像「みんなで創り上げるふくしまの将来の姿」として、集約された県民意見として「ひとりぼっちにしない」「人とのつながり・支え合い」といったことが掲げられている。これらの課題により的確に対応していくためには、<u>目指すべき将来の姿において、より明確に「つながり」や安心できる安全な「居場所」づくりを位置付けるべきである</u>と考えるため。震災と原発事故によるコミュニティ分断の影響が大きい福島県においては、特に重要な観点であると考えます。</p>	<p>「人とつながりながら」については、県では、社会参加による健康づくりの推進や地域共生社会の実現を目指しており、人とのつながりは重要であると認識していることから、御意見を踏まえ「人とのつながりを大切にしながら」を追加します。 また、「安心・安全な居場所」については、「ひと」分野政策3施策6において「安心して学べる環境づくり」と記載していることから、御意見のとおり修正します。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
27	38	第3章 (参考)避難12市町村の目指す将来の姿	避難12市町村の目指す将来の姿 東日本大震災(原発事故含む)では、 <u>12市町村以外に、浜通り・中通り・会津、と多くの県民に損害を与えた。12市町村以外にも、子ども・被災者支援法で支援対象となっている市町村に対しても、将来の姿を記述すべきと考えるが。</u>	御意見として承ります。 参考で掲載している避難12市町村の目指す将来の姿は、特に震災・原発事故の影響が大きかった12市町村について、避難者が将来の生活を見通すことができるよう、復興大臣の下に設けられた有識者検討会において、各方面の専門家や地元代表委員として参画した知事、地元市町村長等により議論され、「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言(令和3年3月8日)」として取りまとめられたものです。 また、子ども被災者支援法の対象である「福島県中通り及び浜通りの市町村(避難指示区域等を除く。)」については、第3章において示した目指す将来の姿の実現に向けて、第5章において、県北、県中、県南、相双、いわきのそれぞれの地域が目指す方向性を示しております。
28	46	第4章 3 政策分野別主要施策の体系	「ひと」分野の「主な課題」に、 「 <u>子どもを中心とした多世代交流の地域拠点形成が必要</u> 」を位置付ける。 【理由】 「▶誰もが生涯を通じて健康で、人とつながりながら、いきいきと暮らしている」 「▶子どもたちが多様な個性をいかしながら、健やかに育つ教育環境と居場所が確保されている」 といった将来の姿を実現するためには、 <u>地域の拠点づくりが重要であるため。</u>	No.26に記載のとおり、将来の姿として「子どもたちが多様な個性をいかしながら、健やかに育つ教育環境と安心・安全な居場所が確保されている」を描きました。御意見のとおり、子どもと多世代が交流する機会づくりは重要であると考えており、将来の姿の実現に向けて、頂いた御意見は今後の具体的事業の構築に向けた参考とさせていただきます。
29	47	第4章 3 政策分野別主要施策の体系	「多様な人々が共に生きる社会の形成」の「基本指標(成果指標)」として、 「 <u>子ども食堂を含む地域の居場所がある小学校区の割合</u> 」を追加する。 【理由】 子ども食堂は、「人をタテにもヨコにも割らない場所」として、子ども、親たち、地域の高齢者の抱える諸課題を解決し、 <u>つながりや居場所の確保の実現度合いを測る指標に相応しいと考えられるため。</u>	御意見として承ります。 地域の居場所については、子ども食堂はもちろん、地域の自治会(町内会)、子ども会、各種の習い事等、多種多様な場所及び活動が想定され、地域に暮らす人々がそれぞれの事情及び必要に応じて参加・利用しているものと認識しており、当該指標は、つながりや居場所の確保がどれだけ実現したかの成果を測る指標の1つであると考えますが、地域の居場所の多様性を考慮すると、当該指標で実現度合い全体を測ることは難しいと考えております。
30	57	第4章 ひと分野 政策2 施策3「社会全体で子育てを支える仕組みづくり」	施策3「社会全体で子育てを支える仕組みづくり」に、「 <u>子どもを中心とした多世代交流に関する取組</u> 」として、「 <u>子ども食堂や子どもへの宅食の支援を行っている民間団体などの活動を支援します。</u> 」を追加する。 【理由】 「人のつながりの希薄化」という課題認識、それに対する将来像「ひとりぼっちにしない」「人のつながり・支え合い」などのテーマを具体化していく施策として、 <u>多世代交流の地域拠点である子ども食堂等の活動を中長期的な社会インフラとして広げていくことが必要であるため。</u>	御意見として承ります。 本県では、子ども食堂を含む地域で支える子育ての取組を推進しております。計画においては、ひと分野政策2の施策3にあります主な取組「①地域における子育て支援に関する取組」における「 <u>地域全体で子育てを支援する機運の一層の推進を図るため、民間団体や市町村が実施する子育て支援の取組を支援します</u> 」の記述(P.54)に子ども食堂への支援も含まれております。 本方針を基に、今後も引き続き、子ども食堂をはじめとする地域の子育てを支援してまいります。

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
31	71	第4章 暮らし分野 政策1 施策4 ①県外最終処分 への取組の確認	<p>施策4 主な取組み①県外最終処分への取組み確認 なぜ県外か？<u>汚染したものを県外で処理することに違和感がある。国に確認するとあるが、これこそが福島県の「自分ごと」ではないか</u>と感じる。</p>	<p>御意見として承ります。 30年以内の県外最終処分については、県が大熊町及び双葉町と共に、中間貯蔵施設の立地を受け入れるという苦渋の決断をした際、国が実施することを約束し、法律でも定められている事項です。</p>
32	60	第4章 ひと分野 政策3 施策1 ①学校段階を見 通した確かな資 質・能力の育成に 関する取組	<p>少子化社会ではなく、少子社会を迎えることが明らかとなった今日の現状踏まえ検討するならば、<u>0歳から就学前の子ども達一人一人の人権が尊重され、適切な発達が促される生活や学びの機会が保証される社会の実現を明確に示すべきと考えます。</u> <u>幼児教育の重要性は教育経済学者の研究データからもエビデンスが示されています。</u> <u>いくらそのことが示唆された文言は見受けられますが、子どもを子育てする・保育・教育する大人を主体とした視点での文言ではなく、子ども主体とした視点での発想で取組みの明文化をお願いしたい。</u> <u>特に、施策1①には、小中高連携だけではなく「幼児教育(保育園・幼稚園・認定こども園)から小学校教育へ円滑な接続」は、管轄が市町村単位であっても、県の意向として明示が必要ではないでしょうか。</u> <u>また、小中高が連携するには管轄の市教委と県教委の連携の方がむしろ必要で、小中高の学びの接続という発想の方が、教育現場の先生方にはそれこそ政策3にある「当事者意識等の育成」につながるのではないかと考えます。</u></p>	<p>就学前の子どもたちの人権が尊重され、適切な発達が促される生活や学びの機会が保障される社会の実現に向けて、本計画ではSDGsの視点による将来の姿として「誰もが、医療、教育などの基礎的なサービスを楽しむことができる環境が整っている」という姿を示しており、第4章ひと分野政策2施策2「安心して子育てできる環境づくり」などの取組により、その将来の姿の実現を目指してまいります。 さらに、施策1①については、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【P.60 ひと分野政策3施策1取組①学校段階を見通した確かな資質・能力の育成に関する取組】 (修正前) 幼稚教育段階から非認知能力を育成するとともに、小中高が連携し、～ (修正後) 幼稚教育段階から非認知能力を育成するとともに、<u>幼小中高が連携し、～</u></p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
33		全体	<p>福島県の将来を担う、復興の担い手となるであろう子どもたちの育ちを県としてどう支えていくのか、1つの章にまとめてもいいのではないかと思います。第2章においては少子化のデータが示され、合計特殊出生率2.11(2040年)と将来に向けたビジョンが掲げられています。第3章においては子どもたちの声も反映された福島の未来像が示され、第4章では結婚や出産、子育ての環境づくり、教育や貧困への対応等、少子化に歯止めをかけ、目標実現のためへの対応策が示されています。</p> <p>これらのことから県の姿勢は伝わってきますが、十分ではないように感じます。やはり少子化は深刻な問題であり、最初に取り組むべき大きな課題であると考えます。経済面を含め、<u>妊娠期からの切れ目のない支援を行い、不安を感じることはない子育てしやすい環境づくりに努めたり、子どもたちが伸び伸びと育ち、夢を描けるような社会の実現</u>など、<u>子ども・子育て支援に力を入れる県の姿勢をもっと前面に出すべきではないでしょうか。是非とも第1章の計画の特徴の中でも最重要課題の一つとして取り上げていただきたい</u>と思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>子ども・子育て支援を含む人口減少対策は本県にとって重要であると考えておりますが、総合計画は県のあらゆる政策分野を網羅する計画であることを踏まえ、計画策定の趣旨や特徴など計画全体に関する基本的事項を記載する第1章ではなく、原文のとおり第2章以降で記載したいと考えております。</p> <p>また、「子育てしやすい環境づくり」については、御意見を踏まえ、計画の記載を以下のとおり追加及び修正します。</p> <p>【追加：第4章ひと分野政策2施策2】 (妊娠期から子育て期までの継続的な支援体制の強化に関する取組) 市町村が設置する子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦や子育て家庭の個別のニーズを把握した上で情報提供や相談支援を行い、必要なサービスにつなげられるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート体制の機能充実を図ります。</p> <p>【修正：第4章ひと分野政策2施策2②こどもの心の発達支援、心のケアに関する取組】 (修正前)心の発達に問題を抱える子どもたちや保護者等に対する専門的な相談・治療・支援体制を充実させ、市町村と連携しながら長期的・継続的な支援を実施します。 (修正後)震災の影響等による不安や心の発達に課題を抱える子どもたち及び保護者等に対し、市町村や関係機関と連携しながら、専門的な相談、治療、支援体制等を充実させ、中長期的な子どもの心の発達支援やケアに努めます。</p> <p>さらに、「子どもたちが伸び伸びと育ち、夢を描けるような社会の実現」については、発達段階や地域、学校によって、方法は異なると考えられますが、様々な要素を柔軟に取り入れ、個別最適化された学び、協働的な学び、対話的な学びにより、全ての子どもたちに必要な資質・能力を確実に育成するとともに、多様性を力に変える教育を実施し、子どもたちが伸び伸びと育ち、夢を描くことができるよう「福島ならではの教育」(第4章ひと分野政策3)を推進してまいります。</p>
34	71	第4章 暮らし分野 政策1 施策4 ①県外最終処分 への取組の確認	<p><u>迷惑料として、県民全員に10万円以上支給してくれれば、県内処分でも良い</u>と思います。(受入市町村の住民には20万円以上)</p> <p><u>県外で、どこも受け入れ先がないのであれば、それ相応の現金を県民全員が得るのであれば、妥協してよい</u>と思います。ただし、<u>県民全員への現金支給以外は、妥協不可</u>です。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>30年以内の県外最終処分については、県が大熊町及び双葉町と共に、中間貯蔵施設の立地を受け入れるという苦渋の決断をした際、国が実施することを約束し、法律でも定められている事項です。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
35	110 111 128	第4章 しごと分野 政策7 施策2 ④福島空港の利 活用促進に関する 取組 ほか	<p>◎論点1【イノベ構想と地政学的連携】 ・<u>福島空港周辺での航空機産業の開発と海外からのゲートウェイとしての空港活用による浜通りの復興支援</u></p> <p>福島県は福島イノベーションコースト構想の中で航空機産業の振興を課題として掲げているが、この産業領域は福島空港を抜きには考えられない。というのも相馬市のIHIなどは別として、<u>航空機産業の集積を図って行くためには、まず福島空港ありき、が最優先の道理であると思う。</u> 元々航空機産業が盛んである群馬、栃木などの関東圏の地域と連携した機体の製造・組立・整備や周辺ビジネスを想定した航空機産業の育成が肝要と思う。</p> <p>また、最近ビジネスジェットの需要が活発ですが、国際的な定期便の就航がメインの羽田空港においてビジネスジェットの発着枠が極めて少ない現状を考えれば、<u>福島空港としてチャレンジする余地があるのではないか。</u></p> <p>またイノベ構想が示す「浜通りの産業振興」も海外からの「空のアクセスポイント」として、<u>空港を含んだ「浜・中」連携による広域的な構想が不可欠である。</u>なかでも郡山市を中心市とする「<u>こおりやま広域連携中枢都市圏</u>」(県中地区16市町村で構成)では、<u>田村市が隣接する双葉郡とともにイノベ構想の対象地域となっており、浜通りと連結する大きな経済圏として機能させることが可能である。</u>この「浜・中連携」は福島県にとっても大きな価値を持つ。人の流れを拡大させる産業創出こそがイノベ構想にとってもインパクトのある政策と思う。</p>	<p>航空関連産業については、しごと分野政策2施策1「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業集積・振興」において取組を位置づけており、引き続き、技術開発・実用化の推進、販路開拓の支援などを通じて、関連産業の集積・振興を図ってまいります。</p> <p>なお、福島空港の利活用については、今後の具体的事業の構築に向けた参考とさせていただきます。</p> <p>また、ビジネスジェットの利活用促進については、実際に受け入れを行っている状況にあります。今後も引き続き首都圏との近接性をアピールするなど情報発信に努めてまいります。</p> <p>さらに、福島イノベーション・コースト構想、浜通りの産業復興を実現していくためには、御意見のとおり、浜通りのみならず、福島空港、こおりやま広域圏を含む中通り、会津も含め、県内全域が連携し、オール福島で取り組んでいく必要があることから、引き続き、県としては県内全域で企業の参画意欲を高めるとともに、企業間の交流を促進し、業種や地域の垣根を越えた新たなビジネスの創出を目指してまいります。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
36	110 111 128	第4章 しごと分野 政策7 施策2 ④福島空港の利 活用促進に関する 取組 ほか	<p>◎論点2【<u>廃炉と国際研究産業都市構想</u>】</p> <p>・<u>グローバルな視点からの廃炉に関する情報開示と関係人口の往来の促進</u></p> <p>『福島・国際研究産業都市構想』が具現化する段階で、国際的に優れた廃炉関連の科学者などが来日する際の空のゲートウェイとしては福島空港が直近の空港である。またホープツーリズムを考える時、海外からの来訪者を迎える意味でも福島空港は大きなポテンシャルを持っている。</p> <p>考えて見て欲しい。福島からも多くの方がチェルノブイリに視察ツアーを敢行したではないか。国際的に廃炉を研究するためにも福島空港の国際化は重要となる。</p> <p>また大阪万博開催時におけるインバウンド観光客をターゲットに、万博協会と連携した廃炉ツアーの実施もまたとない機会と考える。2025年の大阪万博まではあと4年弱の時間の中で廃炉ツアーは早急に取り組むべき課題である。</p> <p>およそ350万人とも言われるインバウンド客が自分の費用で大阪まで足を運ぶ機会を捉え、オプションツアーとして廃炉ツアーを提案することは、その参加率を1%と見積もっても3万5千人という数字になる。進みつつある福島県内の廃炉の現状をつぶさに見てもらうことが本県の風評被害対策にとってもまたとない好機である。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>被災地域における観光としましては、これまで震災と原発事故を経験した本県ならではの「ホープツーリズム」の推進・拡大に取り組んでおり、インバウンド誘客においても活用してまいります。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
37	110 111 128	第4章 しごと分野 政策7 施策2 ④福島空港の利 活用促進に関する 取組 ほか	<p>◎論点3【短期的には、<u>福島空港でのビジネスジェットの就航促進</u>】 ・2025年の<u>大阪万博の開催までには海外からのビジネスジェットの就航促進が望ましい</u></p> <p>コロナ禍により定期便の拡大は難しいが、「三密」を防止できるビジネスジェットの活用は今後拡大が予想される。 ビジネスジェットにとっては自分のスケジュールでフライトできる空港が最優先。特に「<u>超富裕層</u>」に対しては福島空港への離発着メリットを十分に理解してもらうとともに、<u>首都圏へのアクセスのスムーズさをアピールし、特に世界遺産でもある日光への「裏ルート観光」の提案や「日光⇒南会津(スローライフ)⇒会津若松(歴史観光体験)⇒裏磐梯(エクストリーム的な自然体験)」といったスペシャルルートの開発が不可欠となる。</u> また医療観光リズムとしての総合南東北病院での世界最先端治療(BNCT)の提供なども、「何故福島空港なのか?」という問いに対するオンリーワン・サービスとして提供可能なコンテンツであり、<u>イノベ構想に謳われている産業的視点からも創薬や医療機器の開発と充実が空港活用の必要条件となる。</u> 勿論医療や観光だけではなく、ヘルスケア・ビジネスやフード&ドリンクも重要な要素となり、それらのサービスに取り組むことは風評被害対策にも繋がる。</p> <p>・空港内での駐機場の整備と小型ジェットの母空港化 あらゆるビジネスジェット機の販売にはクルマでいうところの車庫証明が必須となる。飛行機を販売する企業にとっては『ハンガー』(駐機場)の確保が不可欠なのだ。 従って、福島空港においても十分な開発スペースがあるので、PFIなどの活用によって駐機場を整備することがビジネスジェット機の母空港化を推進することとなる。しかもそのことによって機体整備などの周辺産業も生まれ、新規企業の参入も予想される。</p>	<p>御意見として承ります。 ビジネスジェットの利活用促進については、実際に受け入れを行っている状況であり、今後も引き続き首都圏との近接性をアピールするなど情報発信に努めてまいります。 また、インバウンド富裕層の誘客促進については、東北各県と連携を図りながら、インフルエンサー等を活用した情報発信に力を入れるとともに、嗜好に合わせた商品力の強化に取り組んでまいります。 さらに、医療関連産業については、御意見のとおり、創薬や医療機器の開発と充実による交流人口の増加は福島空港の利活用促進に繋がると考えております。なお、医療関連産業の集積・育成については、「しごと分野」政策2において、取組を位置づけております。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
38	110 111 128	第4章 しごと分野 政策7 施策2 ④福島空港の利 活用促進に関する 取組 ほか	<p>◎論点4【空の物流革命とトラック・ドローンの活用】</p> <p>エアライン各社はLCCを含め、自社便を貨物便に転用したカーゴビジネスが好調な動きを見せている。首都圏の貨物物流に関しては、圏央道周辺に大きな物流倉庫群が整備され(特に大和ハウスが注力している)、ECビジネスの拡大とも相まってその数は増加傾向にある。</p> <p>モノの国際的な移動を考える時、空港を起点とする国際貨物物流が圏央道周辺に発達する要因としては成田空港に近いということが挙げられる。</p> <p>この点を鑑みれば、福島空港もまた首都圏から200キロ圏内に位置する唯二の空港(静岡空港と)であり、圏央道周辺から更に100キロほど外側に位置しているが、<u>東北道、常磐道、磐越道を結び首都圏との高速網が環状型に形成されているため、災害時対策を含め貨物空港としてのポテンシャルは非常に高い。</u></p> <p>また現在は国交省航空局によりドローンの空港周辺での飛行は禁じられているが、「<u>トラック・ドローン</u>」による小型航空搬送が可能となれば、貨物飛行機での半導体や医薬品などの集配荷もスピーディかつ効率的に行なえるものとする。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>しごと分野政策7施策2に記載のとおり、福島空港の利活用促進により、国際競争力を持った物流拠点等の形成を図ってまいります。</p>
39	110 111 128	第4章 しごと分野 政策7 施策2 ④福島空港の利 活用促進に関する 取組 ほか	<p>◎論点5【福島県の産業的ポテンシャルを高める『こおりやま広域連携中枢都市圏』の活用】</p> <p><u>郡山広域連携中枢都市圏は福島空港を含む16の市町村で構成される県内最大の経済圏であり、かつ田村市と重なり合う福島イノベーションコースト構想推進エリア(特に双葉郡8町村)とは人的交流を含め連携支援型経済圏とも言える。</u></p> <p>浜通りエリアにとって最大のネックは生産年齢人口の集積である。<u>こおりやま広域連携中枢都市圏の企業群が持つ多様な技術、人材、資本力を活用した産業振興が今望まれる</u>所以である。</p>	<p>福島イノベーションコースト構想、浜通りの産業復興を実現していくためには、御意見のとおり、浜通りのみならず、福島空港、こおりやま広域圏を含む中通り、会津も含め、県内全域が連携し、オール福島で取り組んでいく必要があります。実際に中通りの企業が浜通りの企業と連携してドローンの開発に取り組んだ事例もあります。</p> <p>引き続き、県としては県内全域で企業の参画意欲を高めるとともに、企業間の交流を促進し、業種や地域の垣根を越えた新たなビジネスの創出を目指してまいります。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
40	14	第2章 福島県を取り巻く 現状と課題	<p>福島県の現状を3つに整理して、①2011年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生と、②人口減少、③その他自然災害対策、地球温暖化対策、新型コロナウイルス対策デジタル化対策としています。</p> <p>①空間線量が自然減衰や除染により減少しているからといってホットスポットがなくなったことの説明にはならないので、平均値を使うことは慎重にすべきです。</p> <p>②原子力緊急事態宣言が10年になることには触れていませんが、<u>空間線量の許容基準を20ミリシーベルトから1ミリシーベルトにもどして必要な措置をとることを忘れては</u>いけないと思います。</p> <p>③ALPS処理水の海洋放出は風評ではなく汚染の拡散です。<u>トリチウムの毒性を無視しないで放射性物質をしっかりと管理すべきだ</u>と、福島県として主張する計画にしてください。</p> <p>④その他課題の「<u>横断的</u>」はエネルギー問題や社会構造にも通じるものなので不要と思います。</p>	<p>①空間線量率については、県内7方部の代表的な測定値として、県北保健福祉事務所及び県内各地方振興局(県北除く)敷地内における月間平均値を掲載しています。</p> <p>また、空間線量率の推移の例として、福島市内(県北保健福祉事務所敷地内)における月間平均値の推移を掲載しています。</p> <p>②国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告によると、復旧時における公衆被ばくの線量限度は年間1~20ミリシーベルトの範囲で定めるとされており、東京電力福島第一原子力発電所事故での対応においては、国は長期的に目標とする追加被ばく線量を年間1ミリシーベルトとしております。</p> <p>県としましては、引き続き、きめ細かなモニタリングの実施と、正確なデータのわかりやすい発信に努めてまいります。</p> <p>③ALPS処理水については、国の基本方針では、トリチウムを始めとする放射性物質について、規制基準を十分下回るまで浄化・希釈し、安全性を確認しながら海洋に放出するとしていますが、引き続き、国に対し、浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程の透明性の確保や、地元関係者などの立ち会いのもと環境モニタリングを実施することなどについて、求めてまいります。</p> <p>④第2章3横断的に対応すべき課題につきましては、社会情勢や喫緊の課題を踏まえ、県のみならず、様々な主体が連携しながら取り組むことが必要であるとの認識のもと、一体的かつ分野横断的に対応するべきものとして掲げているものであること から、原文のとおりといたします。</p>
41		全体	<p>原発災害からの復興と日本全体の人口減、地球温暖化対策に、福島県民の暮らしと福島県の経済をどのように結びつけるか、提案します。</p> <p><u>子供から年寄りまでの一人ひとりが、日常的にさまざまな仕事や家庭や地域の役割をもって暮らしており、食の生産と消費が福島県内を循環するように活発に行われ、小規模分散型のエネルギーを福島県内で自給することを基礎にした経済の循環を、福島県が積み重ねていくことを希望します。</u></p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>本計画の将来の姿、各種施策に掲げるSDGsは、すべての主体がこの目標を共有し、それぞれの立場から取り組んでいくものであり、その目標達成に向けた取組は、「子どもから高齢者まで日常的に役割を持つ」という観点に一致するものと考えております。</p> <p>食の県内生産・消費については、第4章しごと分野政策3施策3「需要を創出する流通・販路戦略の実践」に記載のとおり、農産物直売所との連携や学校給食での地場産品の活用など、地産地消の取組を推進してまいります。</p> <p>小規模分散型エネルギーについては、第4章しごと分野政策4取組②「再生可能エネルギーの地産地消に関する取組」に記載のとおり、住宅用太陽発電や自家消費型の導入促進等、再生可能エネルギーの地産地消に関する取組を進めてまいります。</p>

新たな福島県総合計画(中間整理案)についての県民意見公募(パブリック・コメント)意見と県の考え方

No.	新たな福島県総合計画(中間整理案)に関する意見			県の考え方
	ページ	該当箇所	意見内容・理由(※下線は復興・総合計画課による)	
42	40	第4章 1 大事にしたい視点	<p>・復興道路開通に伴う中通り浜通りを横断しての連携しての強化を</p> <p>『連携・共創』 「未曾有の複合災害を通じ、県民の皆さんのみならず、福島に心を寄せ支援して下さる国内外の皆さん相互の様々なコラボレーションが生まれ、地域課題の解決に結びつきました。この連携関係を更に深め、福島の地から更なる活力の創造に向けた新しい価値を共に創り将来へとつなげることが重要です。」とありますが、<u>県外との連携以前に県内の浜通りと中通り、双葉郡と近隣地域との連携が不十分な点の改善こそが最も重要</u>です。</p> <p>たとえば双葉郡川内村にとって最寄りの商業施設、総合病院、高校は現状、全て田村郡小野町にあります。小野町と川内村は復興道路によって現状でも車で約15～20分での行き来が出来るようになったのみならず、今後の道路改善でますます利便性が高まる見込みです。一方、<u>同じ双葉郡内でありながら双葉郡復興のために設立されたふたば未来学園には川内村から通学することは事実上不可能であり、ここに通うためには川内から子供たちが村外に出て暮らさなければならない現状</u>です。一方で、小野高校であれば川内村から十分に通学も出来ます。</p> <p>ところが、小野町は【中通り・田村郡】、川内村は【浜通り・双葉郡】であるため、縦割り行政の区分によりあらゆる点で連携が断絶させられています。小野町は川内村復興にとって欠かせない存在でありながら、<u>イノベーションコースト構想をはじめあらゆる復興構想や連携全ての蚊帳の外であり、それが大きな障害になっていると言えるでしょう</u>。つまり、復興計画で県内を横断する道路が整備されているにも関わらず、行政がそれを活用できていないのです。</p> <p>こうした問題を解決するため、以下の点をご提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川内村復興に不可欠な小野町をイノベーションコースト構想に加える ・小野高校をふたば未来学園の姉妹校として川内村からの通学を可能とする 	<p>「川内村復興に不可欠な小野町をイノベーション・コースト構想に加える」については、福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害により大きな被害を受けた浜通り地域等15市町村の産業基盤の構築を目指しておりますが、引き続き、対象となる地域だけではなく、県内他地域との連携強化を進めることで、本構想の効果の県内全域への波及に努めてまいります。</p> <p>「小野高校をふたば未来学園の姉妹校として川内村からの通学を可能とする」については、ふたば未来学園高校、小野高校のいずれも本県における「総合学科」の公立高校であり、現在の県立高校入試制度において、県下一円から出願することが可能です。なお、ふたば未来学園高校においては、遠方からの通学を希望する生徒のため寄宿舎を設置しております。</p>